



NEWS RELEASE 関東つくば銀行

平成22年 1月22日

<かんぎん> 所得税還付申告相談会を開催します！

関東つくば銀行(頭取 木村興三、本店 土浦市)は、お客さまサービスの一環として、例年のとおり(昭和63年より開催) 所得税還付申告相談会(相談無料)を開催いたします。茨城県内の11会場において、関東信越税理士会の税理士が住宅取得特別控除、医療費控除等の相談を受付けます。日時、会場は下記のとおりです。詳細については、関東つくば銀行の最寄の店舗にお問い合わせ下さい。

記

1. 開催日時 平成22年2月8日(月)
午前9:00~12:00 午後1:00~3:00

2. 開催会場

会場	住所	電話
土浦地区 土浦市亀城プラザ1階	土浦市 中央二丁目 16-4	029-824-3121
土浦地区 荒川沖支店	土浦市 中村南 3-3-2	029-841-1211
日立地区 日立支店	日立市 鹿島町 1-4-11	0294-22-2171
ひたちなか地区 ひたちなか支店	ひたちなか市 東石川 1-10-18	029-273-1725
神栖地区 神栖支店	神栖市 大野原 2-30-1	0299-92-3211
牛久地区 牛久支店	牛久市 田宮 3-1-19	029-872-1310
古河地区 総和支店	古河市 上辺見 542-3	0280-32-6211
水戸地区 県庁支店	水戸市 笠原町 978-25	029-301-1800
筑西地区 下館駅南出張所	筑西市 下岡崎2-16-10	0296-25-3661
守谷地区 守谷南支店	守谷市 本町 153-1	0297-48-4611
下妻地区 下妻営業部	下妻市 下妻 丁 156	0296-43-1414

報道機関のお問合せ先

関東つくば銀行 総合企画部 調査広報室 鈴木(内線378)
営業統括部 推進グループ 根本(内線477)
TEL 029-821-8111(代表)

かんきん

所得税還付申告相談会

開催のお知らせ

所得税の還付申告相談会（相談無料）を実施します。関東信越税理士会所属の税理士が、所得税還付のお手伝いをいたしますので是非ご利用下さい。

日 程：平成22年2月8日（月）

時 間：午前9時～午後12時（午前の部），午後1時～午後3時（午後の部）

会 場：亀城プラザ・日立支店・県庁支店・ひたちなか支店・守谷南支店・
神栖支店・下妻営業部・総和支店・下館駅南出張所・牛久支店・荒川沖支店

※人数に制限があり事前予約が必要となります。（詳細については、最寄の当行店舗でご確認下さい。）

対象となる方

- 給与所得者の方で、平成21年中に住宅ローン、住宅金融支援機構等の利用により、住宅を新築または購入し居住された場合・増改築された場合
- 年金をお受取の方で、所得税が還付されるような場合
- 給与所得者の方で、医療費を10万円以上支出された場合

当日ご持参いただくもの

住宅を新築・ご購入、増改築の方	年金をお受取りの方
・家屋の登記事項証明書（法務局で取得・6カ月以内のもの） ・平成21年分給与所得の源泉徴収票	・平成21年分公的年金等の源泉徴収票
・請負契約書または売買契約書の写し（コピー可）	・生命保険・地震（損害）保険料の控除証明書および国民健康保険・国民年金・介護保険の保険料の支払金額が分かる書類（国民年金保険料は証明書） ・配偶者特別控除を受ける場合は、配偶者の収入の証明となる書類など
・敷地などの購入に係るローンについて控除を受ける場合は、その敷地などの登記事項証明書・売買契約書の写し	医療費控除を受けられる方
・住民票の写し（住宅に居住する人のもの）	・医療費等の領収書または証明書 ・平成21年分給与所得の源泉徴収票
・金融機関等から交付を受けた「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」	
・建築確認通知書の写し（コピー可）または建築士の増改築等工事証明書	

この欄は書類の有無のチェックにお使い下さい。

※印鑑、預金通帳、電卓、筆記用具については必ず持参してください。

※持参書類が不足しますと、申告書の受付ができませんのでご注意ください。

※登記事項証明書（法務局で取得）は登記済権利証と同じではないので、注意願います。

※特定増改築等の工事費用に充てるためローンを組まれた方は、必要書類が異なりますので、事前にお問合せください。



関東つくば銀行